

笠岡市地域防災計画（風水害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由												
2	10	<p>第1章 総則</p> <p>第1節 計画の目的及び基本理念</p> <p>(略) さまざまな対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめる。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1節 計画の目的及び基本理念</p> <p>(略) さまざまな対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめ、災害復旧や災害からの復興に必要な事前準備を行うものとする。</p>	<p>県防災計画に整合</p>												
9	表中	<p>第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>3 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="376 691 1128 1249"> <tr> <td data-bbox="376 691 573 1249" rowspan="5">大阪管区气象台 岡山地方气象台</td> <td data-bbox="573 691 1128 746">1 <u>気象、地象、水象の観測並びに(略)</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="573 746 1128 802">2 <u>気象、高潮、波浪、洪水の警報・注意報(略)</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="573 802 1128 858">3 <u>気象関係情報の内容の改善、情報を(略)</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="573 858 1128 914">4 <u>航空気象観測施設の整備や(略)</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="573 914 1128 970">5 <u>気象庁が発表した気象に関する(略)</u></td> </tr> </table>	大阪管区气象台 岡山地方气象台	1 <u>気象、地象、水象の観測並びに(略)</u>	2 <u>気象、高潮、波浪、洪水の警報・注意報(略)</u>	3 <u>気象関係情報の内容の改善、情報を(略)</u>	4 <u>航空気象観測施設の整備や(略)</u>	5 <u>気象庁が発表した気象に関する(略)</u>	<p>第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>3 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="1178 691 1930 1249"> <tr> <td data-bbox="1178 691 1375 1249" rowspan="5">大阪管区气象台 岡山地方气象台</td> <td data-bbox="1375 691 1930 746">1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1375 746 1930 802">2 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)及び水象の予報並びに警報時の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1375 802 1930 858">3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1375 858 1930 914">4 地方公共団体が行なう防災対策に関する技術的な支援・助言を行う</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1375 914 1930 970">5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める</td> </tr> </table>	大阪管区气象台 岡山地方气象台	1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う	2 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)及び水象の予報並びに警報時の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う	3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める	4 地方公共団体が行なう防災対策に関する技術的な支援・助言を行う	5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める	<p>岡山地方气象台からの修正意見</p>
大阪管区气象台 岡山地方气象台	1 <u>気象、地象、水象の観測並びに(略)</u>															
	2 <u>気象、高潮、波浪、洪水の警報・注意報(略)</u>															
	3 <u>気象関係情報の内容の改善、情報を(略)</u>															
	4 <u>航空気象観測施設の整備や(略)</u>															
	5 <u>気象庁が発表した気象に関する(略)</u>															
大阪管区气象台 岡山地方气象台	1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う															
	2 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)及び水象の予報並びに警報時の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う															
	3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める															
	4 地方公共団体が行なう防災対策に関する技術的な支援・助言を行う															
	5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める															

笠岡市地域防災計画（風水害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由												
9	表中	<table border="1"> <tr> <td></td> <td> <u>6 国又は県の洪水予報河川において（略）</u> <u>7 県や市町村、その他の防災関係機関と（略）</u> <u>8 市長村が行う避難指示等の判断（略）</u> </td> </tr> <tr> <td>中国四国地方環境事務所</td> <td> 1 廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集及び伝達を行う 2 （略） 3 （略） </td> </tr> <tr> <td><u>（新設）</u></td> <td></td> </tr> </table>		<u>6 国又は県の洪水予報河川において（略）</u> <u>7 県や市町村、その他の防災関係機関と（略）</u> <u>8 市長村が行う避難指示等の判断（略）</u>	中国四国地方環境事務所	1 廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集及び伝達を行う 2 （略） 3 （略）	<u>（新設）</u>		<table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>中国四国地方環境事務所</td> <td> 1 廃棄物処理施設及び火災により生じた廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の情報収集及び伝達を行う 2 （略） 3 （略） </td> </tr> <tr> <td>中国四国管区行政評価局</td> <td> 1 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う 2 被災者への生活支援情報の提供を行う 3 専用電話を備えた相談窓口や特別行政相談所を開設する </td> </tr> </table>			中国四国地方環境事務所	1 廃棄物処理施設及び火災により生じた廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の情報収集及び伝達を行う 2 （略） 3 （略）	中国四国管区行政評価局	1 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う 2 被災者への生活支援情報の提供を行う 3 専用電話を備えた相談窓口や特別行政相談所を開設する	県防災計画に整合 県防災計画に整合
	<u>6 国又は県の洪水予報河川において（略）</u> <u>7 県や市町村、その他の防災関係機関と（略）</u> <u>8 市長村が行う避難指示等の判断（略）</u>															
中国四国地方環境事務所	1 廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集及び伝達を行う 2 （略） 3 （略）															
<u>（新設）</u>																
中国四国地方環境事務所	1 廃棄物処理施設及び火災により生じた廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の情報収集及び伝達を行う 2 （略） 3 （略）															
中国四国管区行政評価局	1 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う 2 被災者への生活支援情報の提供を行う 3 専用電話を備えた相談窓口や特別行政相談所を開設する															
11	表中	4 岡山県及び県警察 <table border="1"> <tr> <td>県警察 笠岡警察署</td> <td> 5 行方不明者の捜索及び<u>遺体の検視・死体調査</u>、身元確認等 </td> </tr> </table>	県警察 笠岡警察署	5 行方不明者の捜索及び <u>遺体の検視・死体調査</u> 、身元確認等	4 岡山県及び県警察 <table border="1"> <tr> <td>県警察 笠岡警察署</td> <td> 5 行方不明者の捜索及び<u>遺体の検視→死体調査</u>、身元確認等 </td> </tr> </table>	県警察 笠岡警察署	5 行方不明者の捜索及び <u>遺体の検視→死体調査</u> 、身元確認等	岡山県警察本部からの修正意見								
県警察 笠岡警察署	5 行方不明者の捜索及び <u>遺体の検視・死体調査</u> 、身元確認等															
県警察 笠岡警察署	5 行方不明者の捜索及び <u>遺体の検視→死体調査</u> 、身元確認等															

笠岡市地域防災計画（風水害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由				
11	表中	<p>5 指定公共機関</p> <table border="1"> <tr> <td>西日本電信電話 株式会社 岡山支店</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	西日本電信電話 株式会社 岡山支店	(略)	<p>5 指定公共機関</p> <table border="1"> <tr> <td>NTT西日本 株式会社 岡山支店</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	NTT西日本 株式会社 岡山支店	(略)	社名変更による修正
西日本電信電話 株式会社 岡山支店	(略)							
NTT西日本 株式会社 岡山支店	(略)							
16	1 2 下2	<p>第5節 防災に関する調査研究</p> <p>1 調査研究体制の確立 (略)</p> <p>3 危険地域の被害想定 (略)</p> <p>また、土砂災害<u>危険箇所</u>の危険度を応急的に判断する技術者の養成、(略)</p>	<p>第5節 防災に関する調査研究及び研究開発の推進</p> <p>1 調査研究体制及び研究開発の確立 (略)</p> <p>3 危険地域の被害想定 (略)</p> <p>また、土砂災害警戒区域等の危険度を応急的に判断する技術者の養成、(略)</p>	<p>県防災計画に整合</p> <p>岡山地方気象台からの修正意見</p>				

笠岡市地域防災計画（風水害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
17	12	<p>第6節 笠岡市の防災環境</p> <p>1 自然的条件</p> <p>(2) 気候</p> <p>南の四国山地，北の中国山地の間であって年平均気温は <u>16.6</u>°C，年降雨量 <u>889.5</u>mm と少なく，(略)</p>	<p>第6節 笠岡市の防災環境</p> <p>1 自然的条件</p> <p>(2) 気候</p> <p>南の四国山地，北の中国山地の間であって年平均気温は <u>15.7</u>°C，年降雨量 <u>1055.1</u>mm と少なく，(略)</p>	岡山地方気象台からの修正意見
27	2	<p>第8節 防災ビジョン</p> <p>1 基本的な考え方</p> <p>重点目標3：(略)</p> <p>高齢者や障がい者，乳幼児などは要配慮者となりがちである。(略)</p>	<p>第8節 防災ビジョン</p> <p>1 基本的な考え方</p> <p>重点目標3：(略)</p> <p>高齢者や障がいのある人，乳幼児などは要配慮者となりがちである。(略)</p>	語句の適正化

笠岡市地域防災計画（風水害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
29	下 7	<p>第 2 章 災害予防計画</p> <p>第 1 節 防災教育訓練計画</p> <p>第 1 項 市民に対する防災意識普及計画</p> <p>1 基本方針</p> <p>（略）</p> <p>また、高齢者、障がいのある人、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮し、（略）</p>	<p>第 2 章 災害予防計画</p> <p>第 1 節 防災教育訓練計画</p> <p>第 1 項 市民に対する防災意識普及計画</p> <p>1 基本方針</p> <p>（略）</p> <p>また、高齢者、障がいのある人、外国人、乳幼児、妊産婦、セクシャルマイノリティ（性的マイノリティ）等の要配慮者に十分配慮し、（略）</p>	岡山県県民生活部からの修正意見
31	3	<p>2 対策</p> <p>（3）ボランティア活動のための環境整備</p> <p>防災ボランティアについて、自主性に基づきその支援力を向上し、県、市、住民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備が必要である。</p> <p>（略）</p>	<p>2 対策</p> <p>（3）ボランティア活動のための環境整備・連携体制の強化</p> <p>防災ボランティアについて、自主性に基づきその支援力を向上し、県、市、住民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備が必要である。このため、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会、NPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害</p>	県防災計画に整合

笠岡市地域防災計画（風水害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
31	9	<p>ウ <u>防災ボランティアに対し</u>，身近な地域において自治体や他の団体との連携，災害時だけでなく，<u>平常時の減災のプログラムへの</u>（略）</p>	<p>時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう，登録被災者援護協力団体との平時からの連携強化に努め，その活動環境の整備を図る。</p> <p>（略）</p> <p>ウ 広報活動，啓発活動等を通じて，ボランティアによる防災活動に関する事業者及び国民の関心と理解を深めるとともに，休暇の取得の促進その他のボランティアによる防災活動への国民の参加を促進する必要な措置を講ずるものとする。併せて，身近な地域において自治体や他の団体との連携，災害時だけでなく，<u>平時の減災のプログラムへの</u>（略）</p>	<p>県防災計画に整合</p>
	12	<p><u>（新設）</u></p>	<p>エ 県及び市は，災害時（この項では復興期を含む。）の迅速かつ円滑な防災ボランティア活動実施のため，ボランティアの自主性を尊重しつつ，災害中間支援組織，被災者支援に係る関係機関及びNPO・ボランティア等との平時を含めた連携体制の構築や，防災ボランティア活動に必要な行政情報，被災者ニーズや個人情報などの共有等が適切に図られるよう努める。</p>	<p>岡山県県民生活部からの修正意見</p>

笠岡市地域防災計画（風水害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
31	12 18 22 26	<p><u>エ</u>（略）</p> <p><u>オ</u>（略）</p> <p><u>カ</u>（略）</p> <p><u>（新設）</u></p>	<p>また、登録被災者援護協力団体との平時からの連携強化に努め、活動環境の整備を図る。</p> <p>オ（略）</p> <p>カ（略）</p> <p>キ（略）</p> <p>ク 県及び市は、避難生活リーダー／サポーター等の避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保に努める。</p>	<p>項目新設に伴う項目名の修正</p> <p>県防災計画に整合</p>
32	下 7	<p>（４）中央防災会議の災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針</p> <p>エ 防災意識の普及の際には、高齢者、障がいのある人、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に充分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が（略）</p>	<p>（４）中央防災会議の災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針</p> <p>エ 防災意識の普及の際には、高齢者、障がいのある人、外国人、乳幼児、妊産婦、セクシャルマイノリティ（性的マイノリティ）等の要配慮者に充分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が（略）</p>	<p>岡山県県民生活部からの修正意見</p>

笠岡市地域防災計画（風水害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
36	下 13	第 3 項 防災訓練計画 2 対策 (4) <u>新設</u>	第 3 項 防災訓練計画 2 対策 (4) 情報収集伝達訓練 県，市び防災関係機関は、災害時における迅速かつ的確な情報収集の確保が図られるよう，様々な条件を想定した情報収集伝達訓練を実施する。 県及び市は，災害時に国の新総合防災情報システム（SOBO-WE B）や新物資システム（B-P L o）等に情報が集約されるよう，各種防災関連システムの利活用の促進や操作習熟を図るため，研修や訓練の実施に努める。	県防災計画に整合
	下 13	(4) <u>総合防災訓練</u>	(5) 総合防災訓練	項目新設に伴う項目番号の修正

笠岡市地域防災計画（風水害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由																								
37	4	<p>第4項 自主防災組織育成計画</p> <p>1 基本方針</p> <p>(略)市は、日頃から、自主防災組織の育成強化を図る。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>2 対策</p> <p>(1) 組織の育成</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>組織数</th> <th>会員数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>婦人防火クラブ</td> <td>49</td> <td>3,446人</td> <td>令和6年10月31日現在</td> </tr> <tr> <td>地区自主防災会</td> <td>113</td> <td>21,851世帯</td> <td>令和6年10月31日現在</td> </tr> </tbody> </table>		組織数	会員数	備考	婦人防火クラブ	49	3,446人	令和6年10月31日現在	地区自主防災会	113	21,851世帯	令和6年10月31日現在	<p>第4項 自主防災組織育成計画</p> <p>1 基本方針</p> <p>(略)市は、日頃から、自主防災組織の育成強化・活動活性化を推進し、消防団と自主防災組織や防災士等の多様な主体との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>2 対策</p> <p>(1) 組織の育成</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>組織数</th> <th>会員数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>婦人防火クラブ</td> <td>48</td> <td>3,284人</td> <td>令和7年10月31日現在</td> </tr> <tr> <td>地区自主防災会</td> <td>113</td> <td>21,428世帯</td> <td>令和7年10月31日現在</td> </tr> </tbody> </table>		組織数	会員数	備考	婦人防火クラブ	48	3,284人	令和7年10月31日現在	地区自主防災会	113	21,428世帯	令和7年10月31日現在	<p>県防災計画に整合</p> <p>時点修正</p>
	組織数	会員数	備考																									
婦人防火クラブ	49	3,446人	令和6年10月31日現在																									
地区自主防災会	113	21,851世帯	令和6年10月31日現在																									
	組織数	会員数	備考																									
婦人防火クラブ	48	3,284人	令和7年10月31日現在																									
地区自主防災会	113	21,428世帯	令和7年10月31日現在																									

笠岡市地域防災計画（風水害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
41	8	<p>第5項 災害教訓の伝承</p> <p>2 対策</p> <p>(2) 啓発の推進</p> <p>市民は、自ら災害教訓の伝承に努める。</p> <p>(略)</p>	<p>第5項 災害教訓の伝承</p> <p>2 対策</p> <p>(2) 啓発の推進</p> <p>市民は、語り部活動や家庭・地域内での語り継ぎ、防災教育、慰霊祭等の開催、伝承碑の保存その他の方法により、自ら災害教訓の伝承に努める。</p> <p>(略)</p>	<p>県防災計画に整合</p>
43	下2	<p>第2節 防災業務施設・設備等の整備計画</p> <p>第1項 市民に対する防災意識普及計画</p> <p>2 対策</p> <p>(3) その他の施設・設備等の整備</p> <p>保有施設現有数を拡充し、(略)位置付け、その機能強化に努める。</p> <p><u>(追記)</u></p>	<p>第2節 防災業務施設・設備等の整備計画</p> <p>第1項 市民に対する防災意識普及計画</p> <p>2 対策</p> <p>(3) その他の施設・設備等の整備</p> <p>保有施設現有数を拡充し、(略)位置付け、その機能強化に努める。</p> <p>市は、地域住民や企業が所有する井戸や湧水を災害用井戸・湧水として活用するための登録制度や、防災拠点施設、指定避難所等における公共井戸の整備等で代替水源の確保に努めるものとする。</p> <p>上下水道所管課は、民間事業者との協定締結などに</p>	<p>県防災計画に整合</p>

笠岡市地域防災計画（風水害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
			<p>より、発災後における上下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても上下水道の機能を維持するため、必要な資機材の整備等に努める。また、発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努めるものとする。さらに、宅内配管についても迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努める。</p>	
		<p>第3節 各種災害予防計画 第1項 水害予防計画 2 対策 (2) 河川等対策 イ 被害軽減を図るための措置 (ア) 浸水想定区域の指定及び公表等 ① (略) また中国地方整備局（岡山河川事務</p>	<p>第3節 各種災害予防計画 第1項 水害予防計画 2 対策 (2) 河川等対策 イ 被害軽減を図るための措置 (ア) 浸水想定区域の指定及び公表等 ① (略) また中国地方整備局（岡山河川事務</p>	

笠岡市地域防災計画（風水害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
53	13	<p>第5項 林野火災予防計画</p> <p>2 対策</p> <p>(1) 山火事防止に関する啓発宣伝</p> <p>山火事防止について、随時、地域住民の注意喚起に努めるほか、毎年火災の多発する3月を「山火事防止運動月間」に定め、啓発宣伝を行う。</p> <p><u>(追記)</u></p>	<p>第5項 林野火災予防計画</p> <p>2 対策</p> <p>(1) 山火事防止に関する啓発宣伝</p> <p>山火事防止について、随時、地域住民の注意喚起に努めるほか、毎年火災の多発する3月を「山火事防止運動月間」に定め、啓発宣伝を行う。</p> <p>また、林野火災の出火原因の大半が不用意な火の取扱いという人為的なものであることを鑑み、山火事予防運動等の機会やSNS等の各種媒体を活用した火の取扱いや不始末による出火の危険性等の周知により、林野火災に対する市民の防火意識の高揚を図るとともに、林業関係者、林野周辺住民、ハイカー等の入山者等に対する啓発を実施する。なお、啓発に当たっては、多発期や休日前に重点的に行うなど林野火災の発生傾向にも十分留意する。</p> <p>市は、市内の自然条件等についての市民の正しい理解を得るため、林野火災に関する広報資料の作成・周知に努める。</p> <p>加えて、市は、林野火災の未然防止と被害の軽減を</p>	<p>県防災計画に整合</p>

笠岡市地域防災計画（風水害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
		ア（略）	<p>図るため、林野火災の発生危険度等に係る情報の発信に努めるとともに、標識板や立看板、防火水槽、簡易防火用水など防火思想の普及と初期消火のための施設の配備を促進する。</p> <p>ア（略）</p>	
53	下 11	<p>(2) 山火事防止の警戒措置</p> <p>ア 警報伝達の徹底</p> <p>市は、笠岡地区消防組合と連絡を密にし、(略)地域住民への周知を図る。</p> <p><u>(追記)</u></p>	<p>(2) 山火事防止の警戒措置</p> <p>ア 警報伝達の徹底</p> <p>市は、笠岡地区消防組合と連絡を密にし、(略)地域住民への周知を図る。</p> <p>市は、火入れの許可申請の徹底やたき火の届出情報の消防本部における把握に取り組むとともに、火入れやたき火等を行う者が火災予防上必要な措置の徹底を図るよう、適切な対応を行う。また、市は許可した火入れの情報等を消防機関に共有する。</p>	県防災計画に整合
	下 10	<p>イ 火入れ指導の徹底</p> <p>市長は、<u>火入れにあたっては、(略)また、火入れ</u></p>	<p>イ 火入れ指導の徹底</p> <p>市は、火入れに当たっては、森林法（昭和26年法</p>	笠岡地区

笠岡市地域防災計画（風水害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
		<p><u>条例の制定について検討する。</u></p>	<p>律第 249 号) 第 21 条等を厳守させ、笠岡地区消防組合火災予防条例（昭和 55 年条例第 2 号）等の定めるところにより、少雨や乾燥・強風等の気象状況に応じた林野火災注意報、林野火災警報及び火災警報が発令された場合には、これを制限し、住民等に対する注意喚起、警戒パトロール等も含めた防火指導の強化や火の使用制限の徹底等の対応を行う。また、乾燥注意報、強風注意報等発表時には、火入れの自粛を呼びかける。</p>	<p>消防組合からの修正意見</p>
53	<p>下 4</p> <p>下 2</p>	<p>ウ 巡視，監視の強化</p> <p>市は，笠岡地区消防組合等の協力を得て，気象の状況が火災予防上危険であると認めるとき，及び多発期間中（<u>12～3月</u>），彼岸，行楽シーズン等山林へ多数の人が出入りする時期には，山林の巡視及び監視を強化し，火災予防上危険な行為の排除及び火災の早期発見に努める。</p> <p><u>（追記）</u></p>	<p>ウ 巡視，監視の強化</p> <p>市は，笠岡地区消防組合等の協力を得て，気象の状況が火災予防上危険であると認めるとき，及び多発期間中（<u>1～5月</u>），彼岸，行楽シーズン等山林へ多数の人が出入りする時期には，山林の巡視及び監視を強化し，火災予防上危険な行為の排除及び火災の早期発見に努める。</p> <p>加えて，市は，笠岡地区消防組合が林野火災注意報，林野火災警報及び火災警報を発令した場合には，住民等に対する注意喚起，監視パトロール等の強化など適切な対応を行う。</p>	<p>笠岡地区消防組合からの修正意見</p>

笠岡市地域防災計画（風水害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
54	9	<u>(新設)</u>	<p>キ 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え</p> <p>林野火災は，ひとたび発生すると気象条件や地形，飛び火の発生等で急激な延焼拡大等に至る場合があること，気象状況の変化で延焼方向の急変や飛び火等が発生するおそれがあること，その消火活動においては，全体像の把握や，狭隘・急峻な林野内への進入・放水活動に困難な場合があること，活動が長期化し多くの人員を必要とすること等に留意して備えを行う必要がある。このため，消防機関を始めとする県及び市は，指揮体制の早期確立，速やかな応援要請，地上・空中消火の連携を基本とした災害対応等の実施のための備えを行う。</p> <p>ク 通信手段の確保</p> <p>市は，平時から災害時の情報通信手段の確保に努め，その整備・運用・管理に当たっては，山間地での利用を前提とした広範囲な情報連絡が可能な通信機器の整備を促進する。</p> <p>ケ 消火活動関係</p> <p>(ア) 消防機関は，林野火災を想定した消防計画や林</p>	県防災計画に整合

笠岡市地域防災計画（風水害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
54			<p>野火災防御図のほか、強風下の林野火災を想定した飛び火警戒要領等の策定等を行い、効果的な消火活動体制を整備するものとする。</p> <p>(イ) 市は、熱源探査を活用した効果的な延焼状況等の把握や消火活動のため、熱画像直視装置や無人航空機等の関連する資機材の整備を促進する。</p> <p>(ウ) 市は、林野火災においては迅速な初期消火が重要であることから、消防団について、消防本部等と連携した実践的かつ効果的な訓練の充実や、悪条件下での情報伝達体制の強化、火災対応能力の向上に必要な資機材等の充実等を図るものとする。</p> <p>(エ) 市は、林野火災用工作機器、可搬式消火機材等の消防用機械・資機材の整備促進に努める。</p> <p>(オ) 市は、水利に限られる山間地での消火活動の実施のため、自然水利の利用や消防用水の確保が可能な車両等、林野内への送水や放水を可能にする資機材の充実強化を図るとともに、建設業者等の所有車両の活用に向けて連携を強化する。</p>	<p>県防災計画に整合</p>

笠岡市地域防災計画（風水害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
57	下 2	<p>(5) 移転対策事業 (略) イ かけ地近接等危険危険住宅移転事業 土砂災害特別警戒区域（見込み地含む）に存する既存不適格住宅の移転を図る。 <u><資料 1-10 宅地造成等規制法による指定区域></u></p>	<p>(5) 移転対策事業 (略) イ かけ地近接等危険危険住宅移転事業 土砂災害特別警戒区域（見込み地含む）に存する既存不適格住宅の移転を図る。 <資料 1-10 宅地造成等規制法による指定区域></p>	岡山県土木部からの修正意見
58	7	<p>(6) 盛土等による災害防止対策 県および市は、崩落の危険がある（略）発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行う。 <u>(追記)</u></p>	<p>(6) 盛土等による災害防止対策 県および市は、崩落の危険がある（略）発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行う。 <資料 1-10 宅地造成等規制法による指定区域></p>	岡山県土木部からの修正意見

笠岡市地域防災計画（風水害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
58	下 2	<p>第 7 項 道路災害予防計画</p> <p>2 対策</p> <p>(2) 道路防災対策</p> <p>被災した場合に交通に支障の大きい橋梁等の交通施設の整備と（略）法面保護工，落石対策工などの対策を実施する。</p> <p><u>（追記）</u></p>	<p>第 7 項 道路災害予防計画</p> <p>2 対策</p> <p>(2) 道路防災対策</p> <p>被災した場合に交通に支障の大きい橋梁等の交通施設の整備と（略）法面保護工，落石対策工などの対策を実施する。</p> <p>道路管理者は、自然災害発生後の道路の障害物の除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含み、また、雪害においては道路の除雪を含む。）による道路啓開を迅速に行うため、道路法等に基づき、協議会の設置によって他の道路管理者及び関係機関と連携して、あらかじめ道路啓開計画を作成するとともに、定期的な見直しを行うものとする。また、道路管理者は、当該計画を踏まえて、道路啓開，応急復旧等に必要な人員，資機材の確保について、民間団体等との協定の締結を推進する。</p>	<p>県防災計画に整合</p>

笠岡市地域防災計画（風水害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
64	下 2	<p>第 10 項 文教災害対策</p> <p>2 対策</p> <p>(3) 防災上必要な計画及び訓練</p> <p>ア 児童生徒等の安全確保</p> <p>(略) さらに、市は、小学校就学前のこどもたちの安全で確実な避難のため、災害時における幼稚園・保育所等の施設と市の間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。</p>	<p>第 10 項 文教災害対策</p> <p>2 対策</p> <p>(3) 防災上必要な計画及び訓練</p> <p>ア 児童生徒等の安全確保</p> <p>(略) さらに、市は、小学校就学前のこどもたちの安全で確実な避難のため、災害時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市の間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。</p>	<p>県防災計画に整合</p>
66	4	<p>第 4 節 要配慮者等の安全確保計画</p> <p>1 基本計画</p> <p>乳幼児，身体障がいのある人，知的障がいのある人，精神障がいのある人，発達障害のある人，難病のある人，高齢者，妊婦，外国人等のいわゆる要配慮者について，(略) 要配慮者及びその保護者等との連絡体制，状況の確認方法等の整備・把握に努める。</p>	<p>第 4 節 要配慮者等の安全確保計画</p> <p>1 基本計画</p> <p>乳幼児，身体障がいのある人，知的障がいのある人，精神障がいのある人，発達障がいのある人，難病のある人，高齢者，妊婦，外国人，セクシャルマイノリティ(性的マイノリティ)等のいわゆる要配慮者について，(略) 要配慮者及びその保護者等との連絡体制，状況の確認方</p>	<p>岡山県県民生活部からの修正意見</p>

笠岡市地域防災計画（風水害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
	6		法、特性に配慮した適切な情報提供、避難誘導、避難施設等の整備・把握に努める。	県防災計画に整合
67	下 11	<p>2 対策</p> <p>(1) 要配慮者の把握、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成</p> <p>ウ (略) 計画の活用に支障が生じないように、個別避難計画情報の適切な管理に努める。</p> <p><u>市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。</u></p> <p>また、避難行動要支援者を避難場所から指定避難所、あるいは(略)</p>	<p>2 対策</p> <p>(1) 要配慮者の把握、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成</p> <p>ウ (略) 計画の活用に支障が生じないように、個別避難計画情報の適切な管理に努める。</p> <p>市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。</p> <p>また、避難行動要支援者を避難場所から指定避難所、あるいは(略)</p>	県防災訓練に整合
68		<p>カ 市は、次に該当する者(社会福祉施設等入所者及び長期入院患者を除く。)を避難行動要支援者名簿に登録する。</p> <p>(ア) 介護保険の要介護認定3～5を受けている者</p>	<p>カ 市は、次に該当する者(社会福祉施設等入所者及び長期入院患者を除く。)を避難行動要支援者名簿に登録する。</p> <p>(ア) 介護保険の要介護認定3～5を受けている者</p>	語句の統一

笠岡市地域防災計画（風水害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
	下 12 下 11	<p>(イ) 身体障がい者手帳 1・2 級の第 1 種を所持する<u>身体障がい者</u></p> <p>(ウ) 療育手帳 A を所持する<u>知的障がい者</u></p> <p>(エ) 精神障がい者保健福祉手帳 1・2 級を所持する者</p> <p>(オ) 難病患者</p>	<p>(イ) 身体障がい者手帳 1・2 級の第 1 種を所持する者</p> <p>(ウ) 療育手帳 A を所持する者</p> <p>(エ) 精神障がい者保健福祉手帳 1・2 級を所持する者</p> <p>(オ) 難病患者</p>	
69	19	<p>シ (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(2) 福祉避難所等の確保</p>	<p>シ (略)</p> <p>ス 市は、個別避難計画の作成を促進するため、避難行動要支援者や避難支援等に携わる関係者に対し、制度の周知・啓発等に努める。</p> <p>(2) 福祉避難所等の確保</p>	県防災計画に整合
70	15	<p>(3) 誘導體制の整備</p> <p>(略) 平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、個別避難計画の策定、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を図る。</p>	<p>(3) 誘導體制の整備</p> <p>(略) 平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、<u>避難行動要支援者名簿及び個別避難計画</u>の策定、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を図る。</p>	県防災計画に整合

笠岡市地域防災計画（風水害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
73			<p>品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握するものとする。</p> <p>市は、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ、簡易トイレ、食料、飲料水、適温の食事のための炊き出し用具やキッチン資機材、安眠確保のための段ボールベッド・エアベッド等の簡易ベッド、毛布、プライバシー確保のためのパーティション、衛生促進のための入浴設備、洗濯設備、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレットペーパー、生理用品のほか、マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資等の避難生活に必要な物資を備蓄するものとし、これらの物資の備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表するものとする。この際、避難生活に必要な物資の備蓄については、想定し得る最大規模の災害における想定避難者数と、それに対して必要となる備蓄量（最低3日間、推奨1週間）を推計し、推計した必要備蓄量の確保を目指すよう努めるものとする。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子どもにも</p>	<p>県防災計画に整合</p>

笠岡市地域防災計画（風水害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
	下 11	<p>第 2 項 被災者等への的確な情報伝達活動</p> <p>2 体制整備</p> <p>(略)</p> <p>市は、<u>障害</u>の種類及び程度に応じて、<u>障害者</u>が、防災・防犯情報の取得や円滑な意思疎通による緊急の通報を迅速・確実にを行うことができるようにするため、(略)</p>	<p>(略)</p> <p>第 2 項 被災者等への的確な情報伝達活動</p> <p>2 体制整備</p> <p>(略)</p> <p>市は、障がいの種類及び程度に応じて、<u>障がいのある人</u>が、防災・防犯情報の取得や円滑な意思疎通による緊急の通報を迅速・確実にを行うことができるようにするため、(略)</p>	語句の修正
75	下 15	<p>第 3 項 笠岡市防災組織計画</p> <p>2 対策</p> <p>(1) 職員の体制</p> <p>ア (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>第 3 項 笠岡市防災組織計画</p> <p>2 対策</p> <p>(1) 職員の体制</p> <p>ア (略)</p> <p><u>イ 市は、災害対応業務に従事する職員の健康管理等を徹底するものとする。</u></p>	県防災計画に整合

笠岡市地域防災計画（風水害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
	下 15	イ (略)	ウ (略)	項目新設に伴う項目名の修正
75	下 10	(2) 防災関係機関相互の連絡体制 ア <u>(追記)</u>	(2) 防災関係機関相互の連絡体制 ア 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の災害応急対策，災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平時から十分行うとともに，職員間及び住民個々の防災力の向上を図り，特に，災害時においては状況が刻々と変化していくことや，詳細な情報を伝達するいとまがないことから，情報の発信側が意図していることが正確に伝わらない事態が発生しやすくなる。こうした事態を未然に防ぐ観点から，関係機関は，防災対策の検討等を通じて，お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により，「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに，訓練・研修等を通じて，構築した関係をさらに持	県防災計画に整合

笠岡市地域防災計画（風水害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
75		<p>災害時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、（略）災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし、 <u>（追記）</u></p> <p>協定締結などの連携強化に</p>	<p>継続的なものにするよう努める。</p> <p>市は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。</p> <p>市は、国と連携して、避難生活に必要な物資の備蓄、避難所環境の整備、地域のボランティア人材の確保・育成や災害発生時における官民連携の強化など、地域防災力の向上に努める。</p> <p>災害時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、（略）災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとする。</p> <p>市は、災害時に公共的団体又は民間の団体との連携を迅速に行うことができるよう、防災会議を構成する関係者等との間で、当該団体が災害時等に担うべき役割、当該団体との連携体制の構築や役割分担についての認識を共有し、このような連携に関する基本的な方針を地域防災計画に反映させた上で、当該方針を踏まえて個々の協定の締結など、連携強化を進めるよう努めるものとする。併せて、協定締結などの連携強化に</p>	<p>県防災計画に整合</p>

笠岡市地域防災計画（風水害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
		<p>当たっては、訓練等を通じて、災害時の連絡先、要請 手続等の確認を行うなど、(略) 石油販売業者と、燃 料の優先供給について協定の締結を推進するととも に、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努め る。</p>	<p>当たっては、訓練等を通じて、災害時の連絡先、要請 手続等の確認を行うなど、(略)、石油販売業者と、燃 料の優先供給について協定の締結を推進するととも に、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努め る。</p>	
76	<p>14 18</p>	<p>オ (略) 他の地方公共団体からの物資の提供、人員の 派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災 害対応を実施できるよう、(略) 協定締結も考慮する。</p> <p><u>(追記)</u></p>	<p>オ (略) 他の地方公共団体からの物資の提供、人員の 派遣、災害廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やか に災害対応を実施できるよう、(略) 協定締結も考慮 する。</p> <p>市は、定期的に災害廃棄物処理に関する研修、訓練 を実施するとともに、必要に応じて、災害廃棄物処理 計画の見直しを行い、計画の実効性の向上に努める。</p>	

笠岡市地域防災計画（風水害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
	下 11	<p>カ （略）仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める。 <u>（追記）</u></p> <p>コ 市は、消防の広域化を推進するなど、消防の対応力の強化を図るよう努めるとともに、消防の応援について近隣市町村及び県内全市町村等と締結した協定に基づいて、（略）</p>	<p>カ （略）仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める。 また、市は、自ら派遣する応援職員が円滑に活動できるよう、資機材や装備品等の整備に努める。</p> <p>コ 市は、消防力を維持・強化していくため、自主的な消防の広域化及び消防事務の一部について連携・協力を推進するなど、消防の対応力の強化を図るよう努めるとともに、（略）消防の応援について近隣市町村及び県内全市町村等と締結した協定に基づいて、（略）</p>	県防災計画に整合
77	4	<p>緊急消防援助隊の充実強化を図り、実践的な訓練・研修等を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努める。<u>（追記）</u></p> <p>また、同一の水系を有する上下流の市町村間におい</p>	<p>緊急消防援助隊の充実強化を図り、実践的な訓練・研修等を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努める。加えて、生命又は身体に対する重要な危険が切迫し、位置情報取得が不可欠であると認められる場合、救助の目的のため、携帯電話事業者に対する位置情報要請を積極的に活用するよう努める。</p> <p>また、同一の水系を有する上下流の市町村間におい</p>	県防災計画に整合

笠岡市地域防災計画（風水害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由												
		<p>ては、相互に避難指示等の情報が共有できるよう連絡体制を整備しておく。</p> <p>シ （略）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>ス</u> 県は、死者及び行方不明者についても（略）</p>	<p>ては、相互に避難指示等の情報が共有できるよう連絡体制を整備しておく。</p> <p>シ （略）</p> <p>ス 市は、被災後に早期かつ的確に復興まちづくりを行えるよう、事前復興まちづくり計画策定等の復興事前準備に努める。</p> <p>セ 県は、死者及び行方不明者についても（略）</p>	<p>県防災計画に整合</p> <p>項目新設に伴う項目名の修正</p>												
81	表中	<p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 組織計画</p> <p>第1項 笠岡市防災組織計画</p> <p>2 対策</p> <p>（1）防災体制の種類と基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>時期</th> <th>配備内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>注意</td> <td>（略）</td> <td>危機管理<u>部</u>員が、主として情報収集連絡活</td> </tr> </tbody> </table>	種類	時期	配備内容	注意	（略）	危機管理 <u>部</u> 員が、主として情報収集連絡活	<p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 組織計画</p> <p>第1項 笠岡市防災組織計画</p> <p>2 対策</p> <p>（1）防災体制の種類と基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>時期</th> <th>配備内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>注意</td> <td>（略）</td> <td>危機管理<u>課</u>員が、主として情報収集連絡活</td> </tr> </tbody> </table>	種類	時期	配備内容	注意	（略）	危機管理 <u>課</u> 員が、主として情報収集連絡活	<p>令和7年4月1日の市組織変更を反映</p>
種類	時期	配備内容														
注意	（略）	危機管理 <u>部</u> 員が、主として情報収集連絡活														
種類	時期	配備内容														
注意	（略）	危機管理 <u>課</u> 員が、主として情報収集連絡活														

笠岡市地域防災計画（風水害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
		体制 動を行い、(略)	体制 動を行い、(略)	
82	表中	非常 体制 第一次 (略) 3 各部の動員配備は、状況に応じ、 <u>市本部が指示する。</u>	非常 体制 第一次 (略) 3 各部の動員配備は、状況に応じ、 自動参集する。	令和7年4月1日の市組織変更を反映
82 ~83	表中	(2) 配備の基準 体制 配備機関の一般的基準 本庁機関 出先機関 備考	(2) 配備の基準 体制 配備機関の一般的基準 本庁機関 出先機関 備考	
82	表中	注意体制 危機管理部 危機管理課長 危機管理部職員での応急対応(略)	注意体制 危機管理監 危機管理課長 危機管理課職員での応急対応(略)	
82 ~83	表中	警戒体制 政策部 企画政策課 秘書課 <u>定住促進センター</u> <u>協働のまちづくり課</u> デジタル推進課 会計管理部 会計課	警戒体制 政策部 企画政策課 秘書課 定住促進センター まちづくり課 デジタル推進課 会計管理者 会計課	
				令和7年4

笠岡市地域防災計画（風水害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
		<p>総務部</p> <p>人事課</p> <p>財政課</p> <p>税務課</p> <p><u>収納対策課</u></p> <p>市民生活部</p> <p>市民課</p> <p>人権推進課</p> <p>環境課</p> <p>健康福祉部</p> <p>まるごと支援推進課</p> <p>みんな就労支援センター</p> <p>—</p> <p>地域福祉課</p> <p><u>生活福祉課</u></p> <p>長寿支援課</p> <p>健康推進課</p> <p><u>こども部</u></p> <p>子育て支援課</p> <p>こども育成課</p> <p>建設部</p>	<p>総務部</p> <p>総務課</p> <p>人事課</p> <p>財政課</p> <p>税務課</p> <p>収納対策課</p> <p>公有財産管理課</p> <p>市民生活部</p> <p>市民課</p> <p>人権推進課</p> <p>環境課</p> <p>こども・健康福祉部</p> <p>まるごと支援推進課</p> <p>みんな就労支援センター</p> <p>—</p> <p>福祉総務課</p> <p>地域福祉課</p> <p>生活福祉課</p> <p>長寿支援課</p> <p>健康推進課</p> <p>子育て支援課</p> <p>こども育成課</p> <p>こども部</p> <p>建設部</p>	<p>月1日の 市組織変 更を反映</p> <p>令和7年4 月1日の</p>

笠岡市地域防災計画（風水害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
83	表中	都市計画課 産 業 部 農政水産課 商工観光課 ふるさと寄附課 教 育 部 教育総務課 学校教育課 生涯学習課 スポーツ推進課 学校給食センター 協 力 部 議会事務局 監査委員事務局 選挙管理委員事務局	都市計画課 産 業 部 農政水産課 商工観光課 ふるさと寄附課 教 育 部 教育総務課 学校教育課 生涯学習課 スポーツ推進課 学校給食センター 協 力 部 議会事務局 監査委員事務局 選挙管理委員事務局	市組織変更を反映
84	8	(3) 配備の連絡 ア 勤務時間中における配備の連絡 (ア) 危機管理 <u>部長</u> は、防災体制をとったときは(略) イ 勤務時間外及び休日における配備の連絡 (ア) 配備前における連絡	(3) 配備の連絡 ア 勤務時間中における配備の連絡 (ア) 危機管理 <u>監</u> は、防災体制をとったときは(略) イ 勤務時間外及び休日における配備の連絡 (ア) 配備前における連絡	令和7年4月1日の市組織変更を反映

笠岡市地域防災計画（風水害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
	14	① 宿日直者は、県（危機管理課）、 <u>西日本電信電話株式会社</u> 等から、（略）	① 宿日直者は、県（危機管理課）、 NTT 西日本株式会社 等から、（略）	社名変更による修正
	18	③ 配備要員は（略）登庁した旨を危機管理 <u>部長</u> に告げるとともに、（略） （イ）配備中における連絡	③ 配備要員は（略）登庁した旨を危機管理 監 に告げるとともに、（略） （イ）配備中における連絡	
	25	① 警戒体制への移行 副市長から（略）危機管理 <u>部長</u> が関係配備要員に（略）	① 警戒体制への移行 副市長から（略）危機管理 監 が関係配備要員に（略）	
	28	② 非常体制への移行 危機管理 <u>部長</u> は、各部長に対して（略）	② 非常体制への移行 危機管理 監 は、各部長に対して（略）	
85	2	（４）体制の解除 注意体制又は警戒体制の原因となった気象予報が（略）危機管理 <u>部長</u> は、関係部と協議のうえ（略）	（４）体制の解除 注意体制又は警戒体制の原因となった気象予報が（略）危機管理 監 は、関係部と協議のうえ（略）	令和7年4月1日の市組織変更を反映
88		第2節 災害情報通信計画 第1項 予報及び警報等の種別 2 対策 （1）気象注意報	第2節 災害情報通信計画 第1項 予報及び警報等の種別 2 対策 （1）気象注意報	岡山地方気象台からの修正意見

笠岡市地域防災計画（風水害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
	下 9	(略) 大雨及び洪水注意報、 <u>高潮注意報は警戒レベル 2。</u> なお、高潮注意報は (略)	(略) 大雨及び洪水注意報はハザードマップによる災害 リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認 が必要とされる警戒レベル 2。なお、高潮注意報は (略)	
	下 4	(2) 気象警報 (略) 岡山地方気象台が <u>警戒を呼びかけて</u> 行う予報 である。	(2) 気象警報 (略) 岡山地方気象台が <u>その旨を警告して</u> 行う予報 である。	
89	8	(4) 気象情報 気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に 先立って <u>注意を喚起する</u> 場合や、特別警報・警報・注 意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が 解説される場合等に発表される。台風情報、大雨情報 等がある。 <u>台風情報、大雨情報等がある。</u>	(4) 気象情報 気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に 先立って <u>注意・警戒を呼びかけられる</u> 場合や、特別警 報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災 上の留意点が解説される場合等に発表される。台風情 報、大雨情報等がある。 台風情報、大雨情報等がある。	岡山地方 気象台か らの修正 意見
89	10	(5) 記録的短時間大雨情報 (略) 気象庁から発表される。	(5) 記録的短時間大雨情報 (略) 気象庁から発表される。 <u>この情報が発表された ときは、土砂災害及び、低い土地の浸水や中小河川の</u>	

笠岡市地域防災計画（風水害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
	下 7	<p>(6) 竜巻注意情報</p> <p>(略) 激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の (略)</p>	<p>増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。</p> <p>(6) 竜巻注意情報</p> <p>(略) 激しい突風に対して注意が呼びかけられる情報で、竜巻等の激しい突風の (略)</p>	
91	2	<p>(7) キキクル（大雨・洪水警報の危険度分布）等</p> <p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川<u> </u>の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、(略)</p>	<p>(7) キキクル（大雨・洪水警報の危険度分布）等</p> <p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、(略)</p>	記述漏れの訂正
91	下 4	<p>(9) 土砂災害警戒情報</p> <p>(略) 危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p>	<p>(9) 土砂災害警戒情報</p> <p>(略) 危険な場所からの避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。</p>	岡山地方気象台からの修正意見

笠岡市地域防災計画（風水害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由																
92	7	<p>(13) 火災気象通報</p> <p>消防法に基づき、岡山地方気象台が気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときに、その状況を通報するものである。</p>	<p>(13) 火災気象通報</p> <p>消防法第22条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに岡山地方気象台が岡山県知事に対して通報し、岡山県を通じて笠岡市や消防本部に伝達される。</p>	県防災計画に整合																
	7																			
92	14	<p>(14) 火災警報</p> <p>(略)</p> <p>岡山地方気象台が笠岡市に発表する注意報の種類 (笠岡市の発表基準は別表1のとおり)</p>	<p>(14) 火災警報</p> <p>(略)</p> <p>岡山地方気象台が笠岡市に発表する注意報の種類 (笠岡市の発表基準は別表1のとおり)</p>	岡山地方気象台か																
	表中	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">注意報の種類</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>注意報</td> <td>大雨注意報</td> <td>大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>洪水注意報</td> <td>河川の上流域での降雨や融雪等により河</td> </tr> </tbody> </table>	注意報の種類		概要	注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。		洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">注意報の種類</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>注意報</td> <td>大雨注意報</td> <td>大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>洪水注意報</td> <td>河川の上流域での降雨や融雪等による河</td> </tr> </tbody> </table>	注意報の種類		概要	注意報	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。		洪水注意報
注意報の種類		概要																		
注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。																		
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河																		
注意報の種類		概要																		
注意報	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。																		
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等による河																		

笠岡市地域防災計画（風水害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
		<p>川が<u>増水し</u>、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</p>	<p>川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</p>	<p>らの修正意見</p>
93	表中			

笠岡市地域防災計画（風水害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前		修正後		理由												
		注意報	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="488 225 633 699">高潮注意報</td> <td data-bbox="633 225 1122 699">台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起するために発表される。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="488 699 633 831">雷注意報</td> <td data-bbox="633 699 1122 831">(略) 急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="488 831 633 1042">霜注意報</td> <td data-bbox="633 831 1122 1042">(略) 具体的には、<u>4月以降</u>の晩霜により農作物への被害が (略)</td> </tr> </table>	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起するために発表される。	雷注意報	(略) 急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。	霜注意報	(略) 具体的には、 <u>4月以降</u> の晩霜により農作物への被害が (略)	注意報	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1294 225 1440 699">高潮注意報</td> <td data-bbox="1440 225 1928 699">台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起するために発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1294 699 1440 831">雷注意報</td> <td data-bbox="1440 699 1928 831">(略) 急な強い雨への注意にでも雷注意報で呼びかけられる。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1294 831 1440 1042">霜注意報</td> <td data-bbox="1440 831 1928 1042">(略) 具体的には、4月以降の晩霜により農作物への被害が (略)</td> </tr> </table>	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起するために発表される。 高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。	雷注意報	(略) 急な強い雨への注意 に でも雷注意報で呼びかけられる。	霜注意報	(略) 具体的には、 4月以降 の晩霜により農作物への被害が (略)	岡山地方気象台からの修正意見
高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起するために発表される。																	
雷注意報	(略) 急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。																	
霜注意報	(略) 具体的には、 <u>4月以降</u> の晩霜により農作物への被害が (略)																	
高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起するために発表される。 高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。																	
雷注意報	(略) 急な強い雨への注意 に でも雷注意報で呼びかけられる。																	
霜注意報	(略) 具体的には、 4月以降 の晩霜により農作物への被害が (略)																	

笠岡市地域防災計画（風水害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由																		
94	表中	<p>2 気象警報の種類及び発表基準</p> <p>岡山地方気象台が笠岡市に発表する<u>注意報</u>の種類 (笠岡市の発表基準は別表1のとおり)</p> <table border="1" data-bbox="376 454 1128 1114"> <thead> <tr> <th colspan="2">警報の種類</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警報</td> <td>大雨警報</td> <td>(略) 大雨警報には<u>括弧を付して</u>、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）<u>として</u>、特に警戒すべき事項が明記される。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>洪水警報</td> <td><u>河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し</u>、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td> </tr> </tbody> </table>	警報の種類		概要	警報	大雨警報	(略) 大雨警報には <u>括弧を付して</u> 、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害） <u>として</u> 、特に警戒すべき事項が明記される。		洪水警報	<u>河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し</u> 、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	<p>2 気象警報の種類及び発表基準</p> <p>岡山地方気象台が笠岡市に発表する<u>警報</u>の種類 (笠岡市の発表基準は別表1のとおり)</p> <table border="1" data-bbox="1178 454 1930 1114"> <thead> <tr> <th colspan="2">警報の種類</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警報</td> <td>大雨警報</td> <td>(略) 大雨警報には<u>括弧を付して</u>、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）<u>のように</u>、特に警戒すべき事項が明記される。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>洪水警報</td> <td><u>上流域での降雨や融雪等による河川の増水により</u>、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td> </tr> </tbody> </table>	警報の種類		概要	警報	大雨警報	(略) 大雨警報には <u>括弧を付して</u> 、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害） <u>のように</u> 、特に警戒すべき事項が明記される。		洪水警報	<u>上流域での降雨や融雪等による河川の増水により</u> 、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	<p>誤植の修正</p> <p>岡山地方気象台からの修正意見</p>
警報の種類		概要																				
警報	大雨警報	(略) 大雨警報には <u>括弧を付して</u> 、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害） <u>として</u> 、特に警戒すべき事項が明記される。																				
	洪水警報	<u>河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し</u> 、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。																				
警報の種類		概要																				
警報	大雨警報	(略) 大雨警報には <u>括弧を付して</u> 、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害） <u>のように</u> 、特に警戒すべき事項が明記される。																				
	洪水警報	<u>上流域での降雨や融雪等による河川の増水により</u> 、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。																				

笠岡市地域防災計画（風水害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由								
95	表中	<p>(別表1) 警報・注意報発表基準一覧表</p> <table border="1" data-bbox="376 339 1128 427"> <tr> <td data-bbox="376 339 481 427">警報</td> <td data-bbox="481 339 568 427">洪水</td> <td data-bbox="568 339 725 427">流域雨量 指定基準</td> <td data-bbox="725 339 1128 427">小田川流域 = 28. 2</td> </tr> </table>	警報	洪水	流域雨量 指定基準	小田川流域 = 28. 2	<p>(別表1) 警報・注意報発表基準一覧表</p> <table border="1" data-bbox="1178 339 1930 427"> <tr> <td data-bbox="1178 339 1283 427">警報</td> <td data-bbox="1283 339 1370 427">洪水</td> <td data-bbox="1370 339 1527 427">流域雨量 指定基準</td> <td data-bbox="1527 339 1930 427">小田川流域 = 28. 2</td> </tr> </table>	警報	洪水	流域雨量 指定基準	小田川流域 = 28. 2	岡山地方気象台からの修正意見
警報	洪水	流域雨量 指定基準	小田川流域 = 28. 2									
警報	洪水	流域雨量 指定基準	小田川流域 = 28. 2									
96	下4	<p>3 気象等に関する特別警報の発表基準</p> <p>(略) 岡山地方気象台がその旨を警告して行う予報である。大雨特別警報は災害が発生又は切迫している状況であり、<u>命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。高潮特別警報は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u></p>	<p>3 気象等に関する特別警報の発表基準</p> <p>(略) 岡山地方気象台がその旨を警告して行う予報である。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。高潮特別警報は危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。</p>	岡山地方気象台からの修正意見								

笠岡市地域防災計画（風水害対策編）新旧対照表

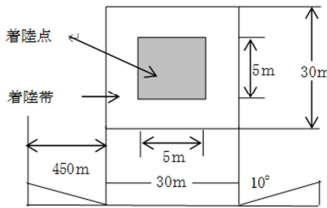
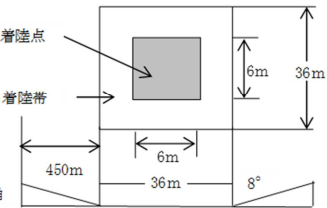
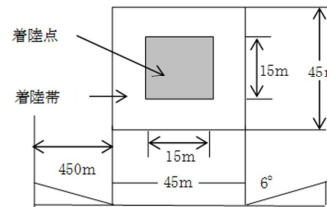
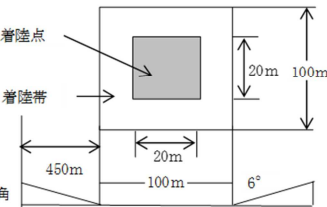
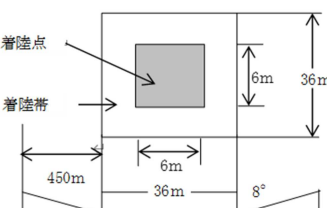
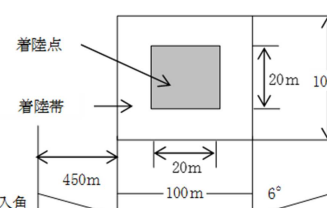
頁	行	修正前	修正後	理由
97	図中	<p>第2項 伝達系統及び実施方法</p> <p>2 対策</p> <p>(1) 伝達系統</p> <p>ア 気象予報等</p> <div data-bbox="483 488 844 547" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p><u>西日本電信電話</u>（株）</p> </div>	<p>第2項 伝達系統及び実施方法</p> <p>2 対策</p> <p>(1) 伝達系統</p> <p>ア 気象予報等</p> <div data-bbox="1283 475 1644 534" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>NTT西日本（株）</p> </div>	<p>社名変更による修正</p>
98	図中	<p>イ 火災の警報等</p> <p>(イ) 土砂災害警戒情報</p> <div data-bbox="512 783 840 903" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p><u>NHK岡山放送局</u> <u>(放送部)</u></p> </div> <p>(注) NHK岡山放送局へは、夜間等の代行によりNHK広島放送局へ伝達する場合がある。</p>	<p>イ 火災の警報等</p> <p>(イ) 土砂災害警戒情報</p> <div data-bbox="1317 783 1644 903" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>日本放送協会</p> </div> <p>(注) NHK岡山放送局へは、夜間等の代行によりNHK広島放送局へ伝達する場合がある。</p>	<p>岡山地方気象台からの修正意見</p>

笠岡市地域防災計画（風水害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
99	下 4	<p>第 3 項 災害情報通報計画</p> <p>2 対策</p> <p>(1) 災害情報の収集</p> <p>(略) 大規模な災害が発生した場合には、天候状況を勘案しながら、必要に応じ、航空機、無人航空機等による目視、撮影等による情報収集を行う。<u>また、必要に応じ、画像情報を利用して被害規模の把握を行う。</u>(略)</p>	<p>第 3 項 災害情報通報計画</p> <p>2 対策</p> <p>(1) 災害情報の収集</p> <p>(略) 大規模な災害が発生した場合には、天候状況を勘案しながら、必要に応じ、航空機、無人航空機等による目視、撮影等による情報収集を行うとともに、収集した画像情報について、防災 I o T システム等を活用し、被害規模の把握を行う。(略)</p>	<p>県防災計画に整合</p>
101	下 3	<p>エ 消防団関係</p> <p>(オ) 総務課は、情報連絡員、各部（各班）、消防団、(略) <u>危機管理部長</u>に報告するとともに (略)</p> <p><u>危機管理部長</u>は、総務課からの報告を (略)</p> <p>(2) 関係機関への連絡</p> <p>ア (略) あらゆる手段を尽くして積極的に情報収集を行い、これらの情報を消防庁に報告する。また、必要に応じ、関係省庁及び関係地方公共団体に連絡する。(略)</p>	<p>エ 消防団関係</p> <p>(オ) 総務課は、情報連絡員、各部（各班）、消防団、(略) 危機管理監に報告するとともに (略)</p> <p>危機管理監は、総務課からの報告を (略)</p> <p>(2) 関係機関への連絡</p> <p>ア (略) あらゆる手段を尽くして積極的に情報収集を行い、これらの情報を消防庁に報告する。また、必要に応じ、国の新総合防災情報システム（SOBOWEB）を活用して関係省庁及び関係地方公共団体に連絡する。(略)</p>	<p>県防災計画に整合</p>

笠岡市地域防災計画（風水害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
115	図中	<p>サ 報告の系統</p> <p>[事故災害に関する情報の収集及び伝達の系統]</p> <p>(ア) 陸上の災害</p> <p style="text-align: right;">→ 中国管区警察局</p>	<p>サ 報告の系統</p> <p>[事故災害に関する情報の収集及び伝達の系統]</p> <p>(ア) 陸上の災害</p> <p style="text-align: right;">→ 中国四国管区警察局</p>	修正漏れの訂正
126	図中	<p>第3節 応援、派遣、雇用計画</p> <p>第1項 自衛隊派遣要請計画</p> <p>2 対策</p> <p>(4) 災害派遣要請等手続き</p> <p>エ 災害派遣要請等系統</p> <p style="text-align: right;">(災害対策基本法第68条の2第2項) -----></p> <p style="text-align: right;">(災害対策基本法第68条の2第1項) —————></p>	<p>第3節 応援、派遣、雇用計画</p> <p>第1項 自衛隊派遣要請計画</p> <p>2 対策</p> <p>(4) 災害派遣要請等手続き</p> <p>エ 災害派遣要請等系統</p> <p style="text-align: right;">(災害対策基本法第68条の3第2項) -----></p> <p style="text-align: right;">(災害対策基本法第68条の3第1項) —————></p>	県防災計画に整合

頁	行	修正前	修正後	理由
128	図中	<p>(5) ヘリコプターによる災害派遣を受け入れる場合には、次の点について準備する。</p> <p>(a) 小型機(OH-6: 観測用)の場合</p>  <p>(b) 中型機(UH-1: 多用途)の場合</p>  <p>(c) 大型機(V-107: 輸送用)の場合</p>  <p>(d) 大型機(CH-47: 輸送用)の場合</p> 	<p>(5) ヘリコプターによる災害派遣を受け入れる場合には、次の点について準備する。</p> <p>(a) 中型機(UH-1: 多用途)の場合</p>  <p>(b) 大型機(CH-47: 輸送用)の場合</p> 	<p>県防災計画に整合</p>

笠岡市地域防災計画（風水害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
130	16	<p>第2項 その他の応援雇用計画</p> <p>2 対策</p> <p>(2) 指定行政機関等に対する職員の派遣要請</p> <p><u>(追記)</u></p>	<p>第2項 その他の応援雇用計画</p> <p>2 対策</p> <p>(2) 指定行政機関等に対する職員の派遣要請</p> <p style="color: red;">市は、応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため、必要があると認めるときは、県に対し、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対する応急措置の実施の要請をするよう求めるものとする。また、要求ができない場合には、その旨及び市の地域における災害の状況を指定行政機関又は指定地方行政機関に通知する。この場合、当該通知を受けた指定行政機関又は指定地方行政機関は、その事態に照らし緊急を要し、県からの要請を待ついとまがないと認められるときは、当該要請を待たないで、応急措置を実施することができる。</p>	県防災計画に整合
	17	<p>ア 市長は、災害応急対策又は災害復旧のため、専門の職員を確保する必要があるときは、指定行政機関等の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請する。</p>	<p>ア 市長は、災害応急対策又は災害復旧のため、専門の職員を確保する必要があるときは、指定行政機関等の長又は指定公共機関に対し、当該機関の職員の派遣を要請する。</p>	

笠岡市地域防災計画（風水害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由																																																																																																
133	表中	<p>第5節 消防計画 第1項 組織計画 2 対策 (2) 消防組織</p> <p style="text-align: center;">笠岡市消防団 (令和6年10月31日)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分団名</th> <th>部数</th> <th>実員</th> <th>分団名</th> <th>部数</th> <th>実員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部</td> <td></td> <td></td> <td>吉田</td> <td>2</td> <td>42</td> </tr> <tr> <td>団長</td> <td></td> <td>1</td> <td>新山</td> <td>1</td> <td>33</td> </tr> <tr> <td>副団長</td> <td></td> <td>3</td> <td>北川</td> <td>1</td> <td>67</td> </tr> <tr> <td>女性団員</td> <td></td> <td>19</td> <td>神内</td> <td>3</td> <td>75</td> </tr> <tr> <td>笠岡</td> <td>5</td> <td>79</td> <td>大島</td> <td>4</td> <td>78</td> </tr> <tr> <td>今井</td> <td>1</td> <td>57</td> <td>神外</td> <td>3</td> <td>54</td> </tr> <tr> <td>金浦</td> <td>3</td> <td>62</td> <td>白石島</td> <td>1</td> <td>47</td> </tr> </tbody> </table>	分団名	部数	実員	分団名	部数	実員	本部			吉田	2	42	団長		1	新山	1	33	副団長		3	北川	1	67	女性団員		19	神内	3	75	笠岡	5	79	大島	4	78	今井	1	57	神外	3	54	金浦	3	62	白石島	1	47	<p>第5節 消防計画 第1項 組織計画 2 対策 (2) 消防組織</p> <p style="text-align: center;">笠岡市消防団 (令和7年10月31日)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分団名</th> <th>部数</th> <th>団員数</th> <th>分団名</th> <th>部数</th> <th>団員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団本部</td> <td>1</td> <td>19</td> <td>吉田</td> <td>2</td> <td>41</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>新山</td> <td>1</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>北川</td> <td>1</td> <td>66</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>神内</td> <td>3</td> <td>74</td> </tr> <tr> <td>笠岡</td> <td>5</td> <td>72</td> <td>大島</td> <td>4</td> <td>76</td> </tr> <tr> <td>今井</td> <td>1</td> <td>55</td> <td>神外</td> <td>3</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>金浦</td> <td>3</td> <td>62</td> <td>白石島</td> <td>1</td> <td>47</td> </tr> </tbody> </table>	分団名	部数	団員数	分団名	部数	団員数	団本部	1	19	吉田	2	41				新山	1	32				北川	1	66				神内	3	74	笠岡	5	72	大島	4	76	今井	1	55	神外	3	50	金浦	3	62	白石島	1	47	<p>笠岡地区 消防組合 からの修 正意見 時点修正</p>
分団名	部数	実員	分団名	部数	実員																																																																																															
本部			吉田	2	42																																																																																															
団長		1	新山	1	33																																																																																															
副団長		3	北川	1	67																																																																																															
女性団員		19	神内	3	75																																																																																															
笠岡	5	79	大島	4	78																																																																																															
今井	1	57	神外	3	54																																																																																															
金浦	3	62	白石島	1	47																																																																																															
分団名	部数	団員数	分団名	部数	団員数																																																																																															
団本部	1	19	吉田	2	41																																																																																															
			新山	1	32																																																																																															
			北川	1	66																																																																																															
			神内	3	74																																																																																															
笠岡	5	72	大島	4	76																																																																																															
今井	1	55	神外	3	50																																																																																															
金浦	3	62	白石島	1	47																																																																																															

笠岡市地域防災計画（風水害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前						修正後						理由
		城見	3	<u>54</u>	北木島	3	<u>55</u>	城見	3	53	北木島	3	53	
		陶山	1	<u>48</u>	真鍋島	3	<u>40</u>	陶山	1	45	真鍋島	3	39	
		大井	3	<u>68</u>	計	<u>37</u>	<u>880</u>	大井	3	69	計	38	853	
134	下 14 下 9 下 5	第 2 項 消防施設 2 対策 (3) 消防施設・設備等 イ 市は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設， <u>装備の充実を図る。</u> ウ (略) <u>(新設)</u>						第 2 項 消防施設 2 対策 (3) 消防施設・設備・ 体制等 イ 市は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設， 装備強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実，処遇の改善，無人航空機等のデジタル技術の活用の加速化，必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実を図るとともに，青年層，女性層を始めとした団員の入団促進等に取り組むものとし，自主防災組織や防災士等の多様な主体との連携や，地域住民と消防団の交流等を通じた消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努める。 ウ (略) エ 消防本部は，大規模災害発生時や津波警報下での						県防災計画に整合

笠岡市地域防災計画（風水害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
			安全・的確な消防活動の実施のため、県や市の防災担当部局等と連携した消防計画の策定、見直し等により、津波時の浸水想定等を勘案した消防体制の整備に努める。	
139	下 11	<p>第 6 節 避難計画</p> <p>2 対策</p> <p>(1) 避難の指示等及び報告・通知</p> <p>ア 市長（災害対策基本法第 60 条第 1 項）</p> <p>(ア) 指示等</p> <p>災害時で、特にその必要があると認められるときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、（略）</p>	<p>第 6 節 避難計画</p> <p>2 対策</p> <p>(1) 避難の指示等及び報告・通知</p> <p>ア 市長（災害対策基本法第 60 条第 1 項）</p> <p>(ア) 指示等</p> <p>災害が発生し、又はおそれがある場合、気象台や消防機関等の関係機関から情報を収集し、特にその必要があると認められるときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、（略）</p>	県防災計画に整合
144	5	<p>(3) 避難誘導及び移送</p> <p>ウ 避難の受入れ及び情報提供</p> <p>(略)</p> <p>県及び保健所設置市は、新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症及び新感染症を含む。）発生時</p>	<p>(3) 避難誘導及び移送</p> <p>ウ 避難の受入れ及び情報提供</p> <p>(略)</p> <p>県及び保健所設置市は、新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症及び新感染症を含む。）発生時</p>	岡山県保健医療部からの修正意見

笠岡市地域防災計画（風水害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
		<p>における感染症の（略）</p>	<p>における感染症の（略）</p>	
147	12	<p>(5) 指定避難所の設置</p> <p>イ 指定避難所等の指定</p> <p>(略)再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。</p> <p>市は、<u>指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、体温計、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮する。</u>指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、(略)</p>	<p>(5) 指定避難所の設置</p> <p>イ 指定避難所等の指定</p> <p>(略)再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。</p> <p>市は、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、体温計、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮する。指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、(略)</p>	<p>県防災計画に整合</p>

笠岡市地域防災計画（風水害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
	下 5	<p>エ 指定避難所の開設</p> <p>市は、災害時に必要に応じて指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るとともに速やかに県に報告する。市は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を可能な限り当初から開設するよう努める。（略）</p>	<p>エ 指定避難所の開設</p> <p>市は、災害時に必要に応じて指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るとともに、指定避難所については、当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所 I Dを速やかに県に報告する。市は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を可能な限り当初から開設するよう努める。（略）</p>	
148	下 3	<p>カ 宿泊施設提供事業の実施</p> <p>[県]</p> <p>県と岡山県旅館ホテル生活衛生同業組合（この項において「組合」という。）は、災害救助法の適用を受ける大規模災害時に、避難所での生活が困難な要援護者（高齢者，障がい者，乳幼児，妊産婦等）等の避難場所として，（略）</p>	<p>カ 宿泊施設提供事業の実施</p> <p>[県]</p> <p>県と岡山県旅館ホテル生活衛生同業組合（この項において「組合」という。）は、災害救助法の適用を受ける大規模災害時に、避難所での生活が困難な要配慮者（高齢者，障がいのある者，乳幼児，妊産婦等）等の避難場所として，（略）</p>	語句の修正
149	8 9	<p>[市]</p> <p>（略）</p> <p>宿泊施設提供事業を実施する市は、宿泊施設を利用する要支援者等の選定、宿泊施設との宿泊や食事に関する連絡調整、要支援者等の宿泊施設への移送</p>	<p>[市]</p> <p>（略）</p> <p>宿泊施設提供事業を実施する市は、宿泊施設を利用する要配慮者等の選定、宿泊施設との宿泊や食事に関する連絡調整、要配慮者等の宿泊施設への移送</p>	語句の修正

笠岡市地域防災計画（風水害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
150	下 17	<p>コ 指定避難所の運営における意思決定の場への女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、男女別の物干し場，更衣室，授乳室の設置や生理用品，女性用下着の女性による配布，男女ペアによる巡回警備や防犯ブザー等の配布による指定避難所における安全性の確保など，性別や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。</p>	<p>の状況など，避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め，栄養バランスのとれた適温の食事や，入浴，（略）</p> <p>コ 指定避難所等の運営における意思決定の場への女性や子育て家庭の参画を推進するとともに，男女のニーズの違い等男女双方の視点等への配慮や子ども・若者の居場所の確保に努める。特に，男女別の物干し場，更衣室，授乳室の設置や生理用品，女性用下着の女性による配布，男女ペアによる巡回警備や防犯ブザー等の配布による指定避難所等における安全性の確保，キッズスペースや学習スペースの設置など，性別や子育て家庭，子供・若者のニーズに配慮した指定避難所等の運営管理に努める。</p>	<p>容を明記</p> <p>県防災計画に整合</p>
151	13	<p>タ （略）</p> <p><u>（新設）</u></p>	<p>タ （略）</p> <p>チ 市は，指定避難所だけでなく，協定・届出避難所として位置付けられた避難所についても，あらかじめ情報を把握するとともに，在宅避難者等が発生する場合や，避難所のみで避難者等を受け入れること</p>	<p>県防災計画に整合</p>

笠岡市地域防災計画（風水害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
	13 16	<p><u>チ</u> (略)</p> <p><u>ツ</u> (略)</p>	<p>が困難となる場合に備えて、あらかじめ、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。</p> <p><u>ツ</u> (略)</p> <p><u>テ</u> (略)</p>	項目新設に伴う項目名の修正
153	13 下 15 下 8	<p>(8) 要配慮者の避難</p> <p>ア 要配慮者の避難に関する対応</p> <p>(エ) <u>障がい者</u></p> <p>(略)</p> <p>特に、在宅の<u>障がい者</u>については (略)</p> <p>イ 避難所運営における対応</p> <p>(ウ) 高齢者、<u>重症心身障がい者</u>・乳幼児等に配慮した食料や (略)</p>	<p>(8) 要配慮者の避難</p> <p>ア 要配慮者の避難に関する対応</p> <p>(エ) <u>障がいのある人</u></p> <p>(略)</p> <p>特に、在宅の<u>障がいのある人</u>については (略)</p> <p>イ 避難所運営における対応</p> <p>(ウ) 高齢者、<u>重症の心身障がいのある人</u>・乳幼児等に配慮した食料や (略)</p>	語句の修正

笠岡市地域防災計画（風水害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由																														
154	下 5	<p>(10) 広域一時滞在</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>(10) 広域一時滞在</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 被災市町村は、広域一時滞在受入先の市町村との間で、被災住民に関する情報の共有を確実に行うものとする。また、受入先の市町村は、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供する。</p>	県防災計画に整合																														
156	表中	<p>第7節 罹災者救助保護計画</p> <p>第1項 災害救助法の適用・運用</p> <p>2 対策</p> <p>(2) 救助の種類と実施者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>救助の種類</th> <th>実施者</th> <th>実施期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3 飲料水の確保</td> <td>市<u>上下水道部</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>5 医療</td> <td>県本部, 日赤, 市, 市民病院<u>部</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>6 助産</td> <td>県本部, 日赤, 市 <u>健康福祉部</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>7 学用品の給与</td> <td>確保輸送→県本部調査・割当・配分→市教育<u>部</u></td> <td>災害発生の日から, 教科書→1 <u>ヶ月</u>以内, (略)</td> </tr> </tbody> </table>	救助の種類	実施者	実施期間	3 飲料水の確保	市 <u>上下水道部</u>	(略)	5 医療	県本部, 日赤, 市, 市民病院 <u>部</u>	(略)	6 助産	県本部, 日赤, 市 <u>健康福祉部</u>	(略)	7 学用品の給与	確保輸送→県本部調査・割当・配分→市教育 <u>部</u>	災害発生の日から, 教科書→1 <u>ヶ月</u> 以内, (略)	<p>第7節 罹災者救助保護計画</p> <p>第1項 災害救助法の適用・運用</p> <p>2 対策</p> <p>(2) 救助の種類と実施者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>救助の種類</th> <th>実施者</th> <th>実施期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3 飲料水の確保</td> <td>市<u>建設部</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>5 医療</td> <td>県本部, 日赤, 市, 市民病院<u>部</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>6 助産</td> <td>県本部, 日赤, 市 <u>こども・健康福祉部</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>7 学用品の給与</td> <td>確保輸送→県本部調査・割当・配分→市教育<u>委員会</u></td> <td>災害発生の日から, 教科書→1 <u>か月</u>以内, (略)</td> </tr> </tbody> </table>	救助の種類	実施者	実施期間	3 飲料水の確保	市 <u>建設部</u>	(略)	5 医療	県本部, 日赤, 市, 市民病院 <u>部</u>	(略)	6 助産	県本部, 日赤, 市 <u>こども・健康福祉部</u>	(略)	7 学用品の給与	確保輸送→県本部調査・割当・配分→市教育 <u>委員会</u>	災害発生の日から, 教科書→1 <u>か月</u> 以内, (略)	<p>誤植の修正</p> <p>令和7年4月1日の</p>
救助の種類	実施者	実施期間																																
3 飲料水の確保	市 <u>上下水道部</u>	(略)																																
5 医療	県本部, 日赤, 市, 市民病院 <u>部</u>	(略)																																
6 助産	県本部, 日赤, 市 <u>健康福祉部</u>	(略)																																
7 学用品の給与	確保輸送→県本部調査・割当・配分→市教育 <u>部</u>	災害発生の日から, 教科書→1 <u>ヶ月</u> 以内, (略)																																
救助の種類	実施者	実施期間																																
3 飲料水の確保	市 <u>建設部</u>	(略)																																
5 医療	県本部, 日赤, 市, 市民病院 <u>部</u>	(略)																																
6 助産	県本部, 日赤, 市 <u>こども・健康福祉部</u>	(略)																																
7 学用品の給与	確保輸送→県本部調査・割当・配分→市教育 <u>委員会</u>	災害発生の日から, 教科書→1 <u>か月</u> 以内, (略)																																

笠岡市地域防災計画（風水害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前			修正後			理由
		10 生業に必要な資金の貸与	県本部，市健康福祉部	災害発生の日から，1ヶ月以内	10 生業に必要な資金の貸与	県本部，市こども・健康福祉部	災害発生の日から，1か月以内	市組織変更を反映
157	表中	12 災害にかかった住宅の応急修理	(略)	災害発生の日から3ヶ月以内(略)	12 災害にかかった住宅の応急修理	(略)	災害発生の日から3か月以内(略)	誤植の修正
166	2	第5項 応急住宅計画 2 対策 (2) 災害救助法による実施基準 エ 応急仮設住宅の運営管理 (略) 女性の参画を推進し，女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。			第5項 応急住宅計画 2 対策 (2) 災害救助法による実施基準 エ 応急仮設住宅の運営管理 (略) 女性の参画を推進し，女性や子ども・若者を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。			県防災計画に整合

笠岡市地域防災計画（風水害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
167	下 16	<p>第 7 項 清掃計画</p> <p>2 対策</p> <p>(2) 実施責任者</p> <p>市長は、災害廃棄物の一時保管所である仮置場の配置計画、粗大ごみ等及びし尿の広域的な処理計画を作成し、災害により発生したごみ、し尿等を速やかに処理して、生活環境の保全を図るための作業を実施する。</p>	<p>第 7 項 清掃計画</p> <p>2 対策</p> <p>(2) 実施責任者</p> <p>市長は、災害廃棄物の一時保管所である仮置場の配置計画、最終処分場の確保や運用方針、粗大ごみ等及びし尿の広域的な処理計画を作成し、災害により発生したごみ、し尿等を速やかに処理して、生活環境の保全を図るための作業を実施する。</p>	<p>県防災計画に整合</p>
175	下 1	<p>第 11 項 防疫計画</p> <p>2 対策</p> <p>(2) 防疫活動組織</p> <p>ア 防疫体制の強化</p> <p><u>(追記)</u></p> <p>防疫活動の徹底を図るため、市は医師会、その他</p>	<p>第 11 項 防疫計画</p> <p>2 対策</p> <p>(2) 防疫活動組織</p> <p>ア 防疫体制の強化</p> <p>市は、被災地、特に避難所等においては、生活環境の激変に伴い、被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行う。</p> <p>防疫活動の徹底を図るため、市は医師会、その他</p>	<p>県防災計画に整合</p>

笠岡市地域防災計画（風水害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由								
		関係機関，団体の協力，援助を要請する。	関係機関，団体の協力，援助を要請する。									
179	表中	<p>第 12 項 災害弔慰金の支給並びに援護資金等の貸付計画 2 対策 (3) 災害援護資金 イ 貸付限度額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>被害の種類及び程度</th> <th>限度額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 世帯主の1ヶ月以上の負傷</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	被害の種類及び程度	限度額（円）	① 世帯主の1ヶ月以上の負傷	(略)	<p>第 12 項 災害弔慰金の支給並びに援護資金等の貸付計画 2 対策 (3) 災害援護資金 イ 貸付限度額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>被害の種類及び程度</th> <th>限度額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 世帯主の1か月以上の負傷</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	被害の種類及び程度	限度額（円）	① 世帯主の1か月以上の負傷	(略)	誤植の修正
被害の種類及び程度	限度額（円）											
① 世帯主の1ヶ月以上の負傷	(略)											
被害の種類及び程度	限度額（円）											
① 世帯主の1か月以上の負傷	(略)											
183	17	<p>第 8 節 公益事業対策 2 対策 (1) 上下水道施設 イ 実施方法 (ア) 応急給水の実施 <u>(追記)</u></p>	<p>第 8 節 公益事業対策 2 対策 (1) 上下水道施設 イ 実施方法 (ア) 応急給水の実施</p> <p style="color: red;">断水が発生した場合，速やかに，断水状況を把握した上で応急給水計画を策定するとともに，応急給水に必要な人員，給水車及び資機材を確保する。また，災害発生時において，上水道の構造等を勘案して，速やかに，上水道施設の巡視を行い，損傷その他の異状があることを把握したときは，</p>	県防災計画に整合								

笠岡市地域防災計画（風水害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
183	19	<p>減・断水の状況によっては、臨時給水所を設置し、給水車等により応急給水を実施するとともに、住民に対して給水場所や給水時間等について広報する。</p> <p>特に、<u>障がい者</u>，高齢者等の要配慮者に配慮した給水を行う。</p>	<p>施設の機能を維持するために必要な応急措置を講ずる。</p> <p>減・断水の状況によっては、臨時給水所を設置し、給水車等により応急給水を実施するとともに、住民に対して給水場所や給水時間等について広報する。</p> <p>特に、障がいのある人，高齢者等の要配慮者に配慮した給水を行う。</p>	語句の修正
192	11	<p>第10節 交通輸送計画</p> <p>第1項 道路交通対策</p> <p>2 対策</p> <p>(2) 交通規制の実施（略）</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>第9節 文教対策</p> <p>第2項 教材，学用品等の支給</p> <p>2 対策</p> <p>(2) 交通規制の実施（略）</p> <p>(3) 道路啓開</p> <p>道路管理者等は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、国に報告するほか、道路啓開を行い緊急車両の通行の確保に努める。道路啓開について、道路管理者等，県警察，消防機関，自衛隊等は、状況に応じて協力して必要な措置をとるものとする。道路管理者等は、民間団体との間の応援協定に基づ</p>	県防災計画に整合

笠岡市地域防災計画（風水害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
192	11 14	<u>(3)</u> 交通規制の把握（略） <u>(4)</u> J Rとの連携（略）	き，道路啓開等に必要な人員，資機材等の確保に努める。 (4) 交通規制の把握（略） (5) J Rとの連携（略）	項目新設による項目番号の修正
211	2 下9	第18節 ボランティアの受け入れ，活動支援計画 2 対策 [社会福祉協議会] 県・市社会福祉協議会は，高齢者， <u>障がい者</u> 等の要支援者を中心とした被災者の（略） [専門分野のボランティア関係機関等] 救出，消火，医療， <u>看護</u> ，介護，通訳，翻訳等の専門知識や技術を要するボランティアについては，	第18節 ボランティアの受け入れ，活動支援計画 2 対策 [社会福祉協議会] 県・市社会福祉協議会は，高齢者， <u>障がいのある人</u> 等の要支援者を中心とした被災者の（略） [専門分野のボランティア関係機関等] 救出，消火，医療， <u>看護</u> ， 一 介護，通訳，翻訳等の専門知識や技術を要するボランティアについては，	語句の修正 岡山県看護協会からの修正意見

笠岡市地域防災計画（風水害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
215	11 14 下 11	<p>第 4 章 災害復旧・復興計画</p> <p>第 2 節 被災者等の生活再建等の支援</p> <p>2 対策</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p><u>(2) (略) 被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。</u></p> <p><u>また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) ~ (16)</p>	<p>第 4 章 災害復旧・復興計画</p> <p>第 2 節 被災者等の生活再建等の支援</p> <p>2 対策</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略) 被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。</p> <p>また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) ~ (17)</p>	<p>誤植の修正</p> <p>県防災計画に整合</p> <p>誤植の修正</p>